

りと開銀から承継されたものであるという点をやはり明確にしておいたほうが、今後紛議が起きた場合、非常に古いものでございますから、よりベターではないか。これはもちろん御指摘がありましたように、徹底した論議で申し上げますならば、今後要らなくなる規定でございます。したがって、それまでの経過的なものとして、附則でもいいような規定でございますけれども、しいてここに触れないでいてもよろしいのではないかと、こういうことでございます。

○湯山委員 局長の御答弁を聞いておりますと、局長としてはのけたいという気持ちであつたけれども、何かそのまゝ残されたような、そういうことじゃないかという印象を受け受けるのですが、実際には農林行政を進めていく上において全く必要のないことだと思ひますし、幸い公庫の総裁が見えておりますから、総裁は、こういう条文があるうがなからうが、これは今後の場合影響ございせんね。

○湯井説明員 お話しの点、私もたゞいま経済局長が御答申申し上げたと同様な感じを実は持つておるわけでありませう。法律上は先生のおっしゃるとおりだと思ひます。ただ、経過的な問題がございませうと、たゞいま局長が御説明申し上げましたとおり、まだ三億ばかりの金が承継されたものとして残っておりますので、そういったものが片づきますまでの間は、やはり残しておいたほうがいいのではなからうかという、これは気持ちでございます。法律的にはお話しのような点があるわけでございますけれども、そういったことで、私はこの法律の改正に公庫の立

場からも賛成しておるわけでございますが、あくまでもそういった気持ちから考へておるわけでございます。公庫の事務を運営していく上におきましては、別段この四条の規定にこういうふうな数字があつてなくても、さしあたり問題になることはないと私は考へております。

○湯山委員 これでの条文について結論が出たようなもので、削除しても別に差しつかへはない。ほかにこれを示す資料は他にも公文書として残つてゐる。ただ、どういふのかすつきりしないけれども、残しておきたいというふうな気持ちで残してゐる。残しておいたからといって弊害が——ひよっとして私は弊害があると思うのです。というの、これにははつきり政府の出資金千二百二十億七百万円、もしこれを残しておくというなら、何年度というこゝばをいれなければ、いつまでもこのまゝいれたいとすれば、おかしいです。だから、この条文は修正されたい。第四條の第一項といふのは当然削除すべきものだ。これはいふまでもなく、来年するかは別として、削除しなければ不合理になつてくる、こういう条文だと思ひますが、これはお認めになられますか。

○松岡(亮)政府委員 御指摘のよう、これはできるだけすみやかな機会に削除する筋合いのものだと考へております。

○湯山委員 それでは、今回削除するかどうかという結論をいまここで局長からお聞きするのは少し無理だと思ひますが、これは政務次官、いまお聞きいただきまして、あつてもなく、いい条文であつて、しかもこのま

ま置けば、将来混乱といひますか、誤解を招く、そういう条文が、せつかく今回改正される中で取り残されてゐる。それにはいまいゝる御説明がありまして、政務次官もよくおわかりいただけなかつたと思ひます。私もその理由がよくわかりません。そういうものが残つてゐる、これはひとつ、委員会においてもそうでございますが、政府のほうでも御配慮願つて、できれば今回の審議の過程において削除するほうが、よほど法律としていいものになりませうし、また、今回の改正の趣旨もそのほうがよく通つてくる、そういう項目だと思ひますから、ひとつ政務次官におつてもお心にためておいていただきたいと思ひます。

それから、その次にお尋ねいたしたい点は、やはり今度の改正の大きい問題は、金利の引き下げと期間の延長、そういうことで、画期的な改正を行なつたという大臣の提案説明もございしましたが、私これをいただいて、調べてみると、そんなに画期的によくなつたという点が見受けられなないので、非常に遺憾に思つておるわけですが、まず、資料的なことについてお尋ねいたしますと、別表の第一表、第二表合わせて、改正点が大体三十くらいございせんか。

○松岡(亮)政府委員 改正点の数はまだ数えておりませんが、そのくらいと思ひます。

○湯山委員 その中で、金利を引き下げた改正が何カ所ございませうか。

○松岡(亮)政府委員 これは法律の面と業務方法書の面と両方ございませう。法律の面での改正点は、金利に關しま

しては、法律の規定が別表に掲げる条件の範囲内で業務方法書で定めるといふ規定になつておりました。業務方法書のほうで実行金利を書く。したがうして、法律を改正しただけでは、實際の貸し付けられる金利というものの改正に必ずしもならないわけでありませう。そういうことから、業務方法書の改正で、實際に貸し付けられる金利を改めることを主眼とし、第一義として今回金利体系の改正をやつております。業務方法書の改正のみではできない部分について法律の改正をいたしたのでございませう。したがうして、法律の改正面におきましては、大きな改正とはなつておりませう。

○湯山委員 つまり、いま審議しておるのは、業務方法書等についてはまたあとでお尋ねしたいと思ひますが、法律の面から見ますと、金利を引き下げる個所は二カ所ございませう。それから、暫定措置はありますけれども、引き上げになつてゐるのが四カ所あるわけだ。つまり、引き下げが二カ所、引き上げが四カ所、それから期間延長が——大なり小なり一年延びたのも入れて、期間が延長になつたのが十二です。それから、法律改正にはなつておりますけれども、実は従来の据置き期間と償還期間、これを今度合計して期間としたために、ただ単に加えるだけ、足し算をしただけの改正が十二カ所あります。したがうして、金利の引き下げが二カ所、暫定措置は別として引き上げが四カ所、それから期間延長が十二カ所、加えただけ、足し算しただけが十二カ所。だから、三十カ所の改正点の中で、ほんとうによくなつたというのは三分の一

ないわけだ。せつかくたいへん大きな柱として法律の改正をして、その中心になる金融公庫法が、この程度法律の面から見るとよくなつたといふので、はたしてこれで画期的な改正といふことが言えるかどうか。實際にいたしたい資料を詳細に見てまいりますと、これではどうもあんまりさびしいんじゃないかという感じを持ちます。その点はいかがでしようか。

○松岡(亮)政府委員 法律の改正の点からいいますと、条文そのものの改正は、御指摘のように、数は多くないのでございませうが、しかし、實際に農家が貸し付けられる条件というものは、大幅に改正いたしております。金利にいたしましては、引き下げられたものは相当数ございませう。据置き期間も、一般的に内数といたしまして貸し付け期間の中に含める。それから貸し付け期間、据置き期間、それぞれ延長したものが相当ございませう。それで、結局問題は、農家が貸し付けられる場合の条件がどれだけ改善されたかといふことと、實質的には相当大幅な改正をやつておるつもりでございます。

○湯山委員 法律の上からは、いま申し上げましたような判断しかできないわけだ、これは局長もお認めになられたとおりのことです。それで、いたしたい資料から、いま局長の御答弁の内容のようなことが私どもにはよくわからないのです。そこで、それがわからないうから、こういうことを言われても、一体引き下げた数よりも、上げたほうが多いという印象しか受けなう。それから期間延長になつてゐる。

確かに期間の年数はふえておりますけれども、それは単に据え置き期間を加えたのみというものが、これがまた三分の一以上ということだと、その改正がどれだけよくなったかということがわからないので、これはひとつよくわかるような資料を御提出願いたいと思ひます。それをいただかなければ、このままの議論では、あるいは質問を続けましても、私もほんなによくなつたと思ひない。局長のほうは非常によくなつたと、こういうことの御答弁になるわけで、これではどうもびつたり呼吸の合つたお尋ねができませんので、そういうことがよくわかる資料をぜひひとつ早速にいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 新旧の貸し付け条件、金利、それから貸し付け期間、据え置き期間、それに融資ワケ等を比較しました資料はお配りしてございまして、さらに申し上げますと、金利を引き下げましたものが、大体四十から五十金利のきめられておる項目がございまして、そのうち、十七金利を引き下げておる。それから金利が上がつた形になっているものが五つございまして、そのうちの四つは、一部を引き下げ、一部を引き上げております。それで純粋に金利を上げた形のものになるのは一つでございます。あとは十七引き下げたということになっておるわけでございます。

それから貸し付け期間につきまして、これも非常に数が多いでございますが、そのうち、延長いたしましたのが、十六から二十の項目にわたって延長いたしております。

それから据え置き期間につきまして

は、全部の項目について、据え置き期間を貸し付け期間の内数とする改正、これは全部の項目にわたっておりまして、それから据え置き期間を延長いたしましたのが三つ四つの項目でございます。特に土地改良とか、そういった重要な項目についていたしております。

大体お配りいたしました資料について概略的に申し上げますと、そういうことであります。

○湯山委員 それで、いまの中で、据え置き期間をこの期間の中に入れることにしたということは、これはどういう理由があらになるのか。結局これを運用する側から見れば、あるいは借りる側から見れば、従来は据え置き期間と償還期間を足しておつた。今度はめいめいが引き算をしなければならなくなるわけで、足し算をする、引き算をする、いずれにしても、なまのままで全体がわからないわけですから、それは、従来は足し算しておつたのが、今度は引き算になる。何か引き算するほうが、農政全体があとさきりしたような印象を受けないわけでもないで、こういう操作は必ずしもしなればいけないで、従来やってきた方法のものがないで、おつていいのじやございませんでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 もしもそういう印象を受けられませんでしたとすれば、私どもこの説明が不十分であると思ひますので、この際申し上げますが、第一に、他の金融機関におきましても、今回改正されたように、内数にされておるのでございます。第二として、なぜそのほうが有利であるかという点でございますが、これはたとえ三十年という

貸し付け期間がございまして、従来は五年据え置きと貸し付け期間二十五年、こういうことになって合せて三十年、こうなつておつたのでございます。ところが、時によつて据え置き期間を短縮する場合がございます。これは借りるほうの希望にもよることがございまして、そうしまして、いまの五年の据え置き期間を三年にいたしますと、合せて二十八年で償還する、従来の規定によりまして、こういうことになったわけでございます。ところが、今回の場合は、三年に短縮いたしますと、あと二十七年間で償還するということになる、やはり合せて三十年間で償還できる、こういうことになるわけで、そういう点で、改正規定のほうが有利になるゆえんでございます。

○湯山委員 いまの御説明、よくわかりませんが、とにかくおっしゃつたように、五年間据え置き、二十五年償還、それをただ三十年償還と合わせるというだけで、勘ぐつた言い方をすれば、こうやれば今度の改正によつてずいぶん期間が延びたような印象を受けるということなんです。操作をしたにすぎないじゃないかという印象さえ受けるのです。こうしなればならないといつても、結局借りる人あるいは貸す人の側では、分けて計算しなければならぬのですから、足し算、引き算はめいめいがすることにして、何年間は据え置き、何年間で金を返すというところがはっきりしておるほうが実際のところ、現実合つておる。かえつて、こうされたために、何かわかりにくいような気がするわけなんです。従来は慣例もありまして、いま言われたようなのは、いま局長の言われたようにして

も、そのとおりにはいかないわけですね。二十七になるか二十八になるか……。だから、それは同じじゃないかと思ひますがね。

○松岡(亮)政府委員 いま御指摘になりましたように、借りる人の都合によつて、これは早く償還したほうが有利である場合もあるし、有利というより、その人の償還能力によるわけですが、何も借金をいつまでも残さないほうがいい。特に三十年というような期限の場合は、子供の代にまで及ぶというふうなことで、短くしたいという御希望があらわれます場合、特に据え置き期間等は、借りて投資した結果、効果が早く出れば、できるだけ早く償還に入つたほうがいいわけですから、そういう希望のある方には、もちろん短縮してあげられるわけですが、しかし、その際に、それならば償還期限は少し長く償還したいというような場合におきまして、従来規定でいきますと、二十五年なら二十五年と定められておりますと、二十五年以上には延ばせないうわけなんです。ところが、今回の改正によりまして、据え置き期間を短縮した分は、償還する期間のほうを延ばしてよろしい、こういうことが可能になるわけでありまして、そういうための改正であります。

○湯山委員 それはどういう操作でなされるわけですか。政令とか、あるいは業務方法書、あるいはもつとほかの方法か。いまの新しい法律を見まして、据え置き期間というものは、表によつて定められておる。それから、特に据え置き期間といふゆる従来は償還期限とは、金利の違うものもございまして、したがって、この据え置き期間

間は据え置き期間としてきつちとしておる。それから償還期限は償還期限として法律で定められておつて、これはいま言われたような、そういう融通がきくということには、ちよつとこのままでは考えられないのですが、それはどう規定でそういうことになるわけでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 これは法律の面では、第十八条第二項の改正規定のうちで、「償還期限」の下に「据え置き期間を含む。以下同じ。」としたことによつて、それは可能となるわけでございますが、実際の貸し付けは、さらに業務方法書で、据え置き期間、貸し付け期間とが定まらなければならず、さらに個々のケースごとに希望に応じてきめてまいるわけでありまして、また、それは貸し付ける側の農林公庫と相手方の話し合いにもよるわけでありまして、それで、この法律上許された、あるいは業務方法書で許された償還期限の全部を欲しい場合もある、そんな必要はないという場合もございまして、それぞれのケース・バイ・ケースでこれは変え得るわけでございます。最高限度が業務方法書でございまして、こういうことでございまして。

○湯山委員 そうすると、今度の改正によつて、実際は、従来は据え置き期間、償還期限という区別があつたときのような厳密な区分はしないで、それらはまあ大体、極端に言えば、限度をこえなければどう区分してもいい、したがつて、ケース・バイ・ケースで、その中身、何年据え置き、あと何年で返すというのをはきめていくんだ、こういうことでございましてね。

○松岡(亮)政府委員 もちろん、貸し

付け期間、据え置き期間には限度がございますが、その範囲内では伸縮自在になっておる、こういうことでございます。

○湯山委員 それはたいへん手数がかかるし、めんどろなんじゃないでしょうか。というのは、これは初めはそういうつもりで契約した、それからあとで、この法律の範囲内、期間の限度内だからといって、延ばしてくれとか、変えてくれとかいうことも出てくると思います。それらを一々ケース・バイ・ケースでやるとなると、これは公庫の仕事というのは、従来よりたいへんめんどろになって、手数を要するということになるのではないかと思います。その点いかがでしょう。

○松岡(亮)政府委員 それは業務方法書で定められたなら、その範囲内でやるわけでございますけれども、大体の基準は、業務方法書で定められたところで行なわれて差しつかえないと思えます。ただ、借り受ける側と貸す側の側とが話し合いてこういうふうにしたいという場合に、法律の範囲内ならば必ずしも基準どおりにしなくてもよろしいというわけでありまして、また、実際に償還している途中で、これは災害などがございました場合、これは実際上の措置として、政府側もそれを指示いたしますが、延長する場合もございまして。そういうことは、従来よりもむしろ便利になっておる、こう申し上げてよろしいと思えます。

○湯山委員 それは借りる側に対しては、さういふサービスの向上になることは認めます。ただ、実際に運営するにあたって、非常に公庫のほうの手間がかかるんじゃないかということを心配

しておるのですが、その点はどうなんでしょう。

○松岡(亮)政府委員 その手間は従来ともう全然変わらなないと申し上げていかと思います。むしろ、借りる側にとつては、手間は同じだけれども、有利にいうか、むしろ伸縮自在にされたということではないかと思えます。

○湯山委員 これは受けるほうのサービスがよくない、するほうのサービスはやはりたくさんしなければならぬと思ふので、当然公庫側の経費とか、あるいは手数が混んでくるということはあるんじゃないでしょうか。これは清井総裁にお聞きしたほうがいいかもしれません、どうなんですか。

○清井説明員 据え置き期間を償還期限の中に含めて規定をいたすというこの問題につきましては、ただいま局長からお答え申し上げたとおりでございます。実はその点は、私も、実際に運営している立場から申し上げまして、借り入れ者の立場から考えますと、そのほうがより便利であるという観点から、お願いをいたしておたわけでありまして。しかも、こういうふうには別に規定をいたしておりますのは、御承知のとおり、農林漁業金融公庫だけでございまして。ほかの金融機関は全部、普通据え置き期間と申ししますれば、償還期間の内数になっておりまして、農林漁業金融公庫だけが別な規定になっております。ただいま申し上げましたとおり、別々に規定されておるための問題がありますので、この使命を担うに当たっておりますので、この使いたしまして、かねてから政府側に要望いたしておりましたのが、今回実現いたしましたようなわけでございます。

ただ、それによる手間の問題でございますが、なるほど御心配の点は重々私もわかるのでございまして、ただ、これは実際に当てはめて考えました場合に、私も、法律の範囲内で業務方法書をつくりまして、それを政府に認可を受けて、その業務方法書に準じて実施をいたすということでございまして、実際貸し付けをいたす場合におきましては、まず償還期限と据え置き期間を借り入れ者に説明いたしまして、こういうことになっておる、しかもこのものは独立でなくて、内数になっているからどういふふうになさいますかというところで、借り入れ者に御相談申し上げまして、当初に借り入れ者に相談した結果、あるいはその限度一ぱいでやるとか、あるいは償還期限の内数で据え置き期間をきめるということになりまして、おのずから償還期限がきまつてまいることになってくるのでございまして、まず最初に貸し付けを希望される方と折衝するときに、いろいろその折衝にめんどろがあるわけでございまして、それで一たんきましますれば、あとの計算は、自動的に計算表をもつていたしますので、さほど手間はかからないわけでございまして。ただ、心配いたされまうのは、途中で変える場合でございまして。たとえば五年据え置きでありましたのを、何かの事情で早く返したいから三年にしてくれというふうな場合でございまして、そういうことも問々あることはあるのでございまして、私も、その点につきましては、従来のやり方におきまして、かりに据え置き期間のほうが変わりましても、償還期限はきまつちゃつておりますので、そ

れは操作にいろいろ問題がございまして、かりにこれが制度が変わりましても、多少の事務的な手間はあっても、多少の事務的な手間はあっても、借り入れ者の便宜のためにすることでございますし、特にこれのために経費がよけい必要とかいうのは私どもの手間がかかるように想像いたしておられないのでございまして。かりにかりにしましても、これは貸し付け機関として当然のことでございますから、かねてから私も要望いたしておりましたように、私どもが要望いたしておりましたように、せいで借り入れ者の便宜のためにわれわれ努力いたさなければならぬというふうな考えておるわけであります。

○湯山委員 それから、なお内容についてはまだあとで尋ねることにして、表面的に改正点の字句に関連することを中心にお尋ねしたいと思ひます。

もう一つの改正点は、監事の権限強化でございます。これは行管からの報告でございますか、それに基づいて改正がなされた、それはそうだと思います。ところが、この今回の改正は、行管のほうから報告のあった趣旨ともまた違つておるんじゃないか。というのは、監事がその監査事項を実際に反映させるために直接主務大臣に提出する、それから総裁を経由することもいい、こういうように、行管のあれは二本立てになっておると思ひます。ところが、今回の改正は、さうなっていないで、監事は総裁を経て主務大臣に意見を述べる、こういうことになっておるので、この点は、どういふわけで直接大臣に意見を述べるといふことになつたのか、これをお聞きしておき

たいと思うわけです。

○松岡(亮)政府委員 主務大臣に直接または総裁を経由してという報告があったのに、総裁を経由してとしたのはどういふことかというお尋ねでございますが、これは直接主務大臣に意見を具申すると申しまして、やはり直接の執行者でございますから、総裁にも御意見があるならば、総裁の意見もそれに添えて出していただいたほうが、むしろ主務大臣としては、その監査の結果による意見の是非を判断しやすいわけでございまして。総裁を経由するということは、必ずしも監事の意見を総裁が曲げるといふことにはならないわけでございまして。そういうことを考えまして、經由して具申するということになつたと思ひます。

○湯山委員 これはさうじゃなくて、総裁と監事は主務大臣が任命する、これは全く独立している。したがって、この監事の監査結果の報告その他意見というものは、総裁を経由してではなくて、直接主務大臣に持つていく、これは決して総裁を無視するといふ意味じゃございません。そういう意味じゃなくて、ことにりっぱな総裁がおられるのですから……。それはたまたまとして総裁を経由してやるのならば、何も主務大臣にさういふことをする必要もありませんし、また監事を直接主務大臣が任命するという筋合いもないわけで、これは行管の意見のとおり、総裁を経由しないで直接主務大臣に意見を述べる、こうするのがほんとうではないかと思ひますが、それはいかがですか。

○松岡(亮)政府委員 これは、監事は

主務大臣が直接任命するという制度になつておりますから、監事にある程度の独立性を認めておくことは事実でございます。しかし、經由するということは、その独立性を阻害することではないかと考えておるのでございます。たとえば、いろいろな補助金の申請にいたしましても、あるいはいろいろな意見の具申にいたしましても、知事を經由して出される場合が多いのでございまして、その場合、知事はその意見を修正したり、申請書を修正して出してくるわけではございません。必要であれば自分の意見を添えて出してくるわけではございません。したがって、主務大臣としては、むしろ監事の意見を一度総裁に見てもらつて、その上で、その監事の監査結果による意見に総裁自身の御意見があるならば、添えて出したいだいたはうがむしろよろしいということではございまして、監事の独立性といふよりも、そういうものを制肘するという趣旨のことではございませ

○湯山委員 それは、局長は行管の勧告を誤解しておられるのではないかとお思います。行管の勧告ではございまして、行管の職務遂行上必要な基盤と条件を整備して、監事機能を十分に發揮せしめるとともに、監事行政遂行上、監事監査の結果を極力活用する要があるという勧告して、その説明の中に、「監事の任命は主務大臣によるものであり、意思決定機関及び執行機関に対して、独立して広く国民的視野に立つて、業務全般の監査を行なう職務を持つてゐるものであるから、監査結果を、主務大臣の施策方針または意思決定機関の業務運営方針の決定に十

分反映させるため、その次です。」業務運営に關して主務大臣に直接意見を提出し、または総裁(理事長)に意思をのべうることを、監事の権限として明らかにする必要がある。こうなつておるのであります。したがって、これによれば、総裁經由ではなくて、当然監査の結果を直接主務大臣に提出する、これが勧告の趣旨なので、いまこの改正のようになされたのでは、直接主務大臣に提出するというのが消えておりました。したがって、中途はんばになるし、場合によれば、極端なことを言え

れば、内容は直接主務大臣に伝達されるわけではございませぬ。ただ、その際、主務大臣としては、むしろ、執行する立場にある総裁の意見も、監事と別な意見があらうならば、出していただいたほうがいいわけではございませぬ。総裁がよく内容を検討されて、総裁自身の執行機関としての立場の御意見も伺つたほうがよいわけではございませぬ。監事の意見が常に執行機関から見ても可能な意見であるかどうか、これは保し

○湯山委員 それは、その御解釈は私は少し間違つてゐると思ひます。というのは、直接といふ意味は、そういうことを經由しないといふところに意味がある。これは任免が、たびたび申し上げますけれども、主務大臣は直接総裁、監事を任命する。監事には直接大臣に意見を述べる権限もあるし、総裁に同じようにする権限も持つてゐるわけですから、必要とあらば当然監事の人は両方へ同じようにすることもあ

○松岡(憲)政府委員 今回の改正規定は、行政管理局とも十分協議の上でつくつたものでございませぬ。經由することとは、手続の面では直接といふことではございませぬが、総裁は監事の意見を直したり、あるいはそれを主務大臣に提出することをとめることはできないわけではございませぬ。したがって、こ

それは、内容は直接主務大臣に伝達されるわけではございませぬ。ただ、その際、主務大臣としては、むしろ、執行する立場にある総裁の意見も、監事と別な意見があらうならば、出していただいたほうがいいわけではございませぬ。総裁がよく内容を検討されて、総裁自身の執行機関としての立場の御意見も伺つたほうがよいわけではございませぬ。監事の意見が常に執行機関から見ても可能な意見であるかどうか、これは保し

○松岡(憲)政府委員 先ほども申し上げましたように、総裁は監事の意見を検討もしないで出してもらうというのではございませぬ。經由するといふ意味は、単に郵便ポストを通すというふうな趣旨ではございませぬ。総裁にも見てもらいたい、見てもらつて、必要あらば意見も添えてもらいたい、こういう意図が含まれておるわけではございませぬ。総裁としてはおそれなく、監事の意見に自分の立場から見れば重大な誤りがあると思へば、監事に意見を言われると思う。それで、監事も、それは自分が誤りだと思つたならば、むしろ撤回されるのではないかとおもう。しかし、自分の考えが正しいければ、あくまでも、総裁が別にどういふ御意見があろうと、それは主務大臣に提出されるものである、それを総裁が押えたりすることはできないわけではございませぬ。○湯山委員 そうすると、いまの御答弁だと、こういうことになりませぬか。監事は主務大臣あてに文書を出す、と

○松岡(憲)政府委員 先ほども申し上げましたように、総裁は監事の意見を検討もしないで出してもらうというのではございませぬ。經由するといふ意味は、単に郵便ポストを通すというふうな趣旨ではございませぬ。総裁にも見てもらいたい、見てもらつて、必要あらば意見も添えてもらいたい、こういう意図が含まれておるわけではございませぬ。総裁としてはおそれなく、監事の意見に自分の立場から見れば重大な誤りがあると思へば、監事に意見を言われると思う。それで、監事も、それは自分が誤りだと思つたならば、むしろ撤回されるのではないかとおもう。しかし、自分の考えが正しいければ、あくまでも、総裁が別にどういふ御意見があろうと、それは主務大臣に提出されるものである、それを総裁が押えたりすることはできないわけではございませぬ。○湯山委員 そうすると、いまの御答弁だと、こういうことになりませぬか。監事は主務大臣あてに文書を出す、と

○松岡(憲)政府委員 先ほども申し上げましたように、総裁は監事の意見を検討もしないで出してもらうというのではございませぬ。經由するといふ意味は、単に郵便ポストを通すというふうな趣旨ではございませぬ。総裁にも見てもらいたい、見てもらつて、必要あらば意見も添えてもらいたい、こういう意図が含まれておるわけではございませぬ。総裁としてはおそれなく、監事の意見に自分の立場から見れば重大な誤りがあると思へば、監事に意見を言われると思う。それで、監事も、それは自分が誤りだと思つたならば、むしろ撤回されるのではないかとおもう。しかし、自分の考えが正しいければ、あくまでも、総裁が別にどういふ御意見があろうと、それは主務大臣に提出されるものである、それを総裁が押えたりすることはできないわけではございませぬ。○湯山委員 そうすると、いまの御答弁だと、こういうことになりませぬか。監事は主務大臣あてに文書を出す、と

○松岡(憲)政府委員 先ほども申し上げましたように、総裁は監事の意見を検討もしないで出してもらうというのではございませぬ。經由するといふ意味は、単に郵便ポストを通すというふうな趣旨ではございませぬ。総裁にも見てもらいたい、見てもらつて、必要あらば意見も添えてもらいたい、こういう意図が含まれておるわけではございませぬ。総裁としてはおそれなく、監事の意見に自分の立場から見れば重大な誤りがあると思へば、監事に意見を言われると思う。それで、監事も、それは自分が誤りだと思つたならば、むしろ撤回されるのではないかとおもう。しかし、自分の考えが正しいければ、あくまでも、総裁が別にどういふ御意見があろうと、それは主務大臣に提出されるものである、それを総裁が押えたりすることはできないわけではございませぬ。○湯山委員 そうすると、いまの御答弁だと、こういうことになりませぬか。監事は主務大臣あてに文書を出す、と

○松岡(憲)政府委員 先ほども申し上げましたように、総裁は監事の意見を検討もしないで出してもらうというのではございませぬ。經由するといふ意味は、単に郵便ポストを通すというふうな趣旨ではございませぬ。総裁にも見てもらいたい、見てもらつて、必要あらば意見も添えてもらいたい、こういう意図が含まれておるわけではございませぬ。総裁としてはおそれなく、監事の意見に自分の立場から見れば重大な誤りがあると思へば、監事に意見を言われると思う。それで、監事も、それは自分が誤りだと思つたならば、むしろ撤回されるのではないかとおもう。しかし、自分の考えが正しいければ、あくまでも、総裁が別にどういふ御意見があろうと、それは主務大臣に提出されるものである、それを総裁が押えたりすることはできないわけではございませぬ。○湯山委員 そうすると、いまの御答弁だと、こういうことになりませぬか。監事は主務大臣あてに文書を出す、と

○松岡(憲)政府委員 先ほども申し上げましたように、総裁は監事の意見を検討もしないで出してもらうというのではございませぬ。經由するといふ意味は、単に郵便ポストを通すというふうな趣旨ではございませぬ。総裁にも見てもらいたい、見てもらつて、必要あらば意見も添えてもらいたい、こういう意図が含まれておるわけではございませぬ。総裁としてはおそれなく、監事の意見に自分の立場から見れば重大な誤りがあると思へば、監事に意見を言われると思う。それで、監事も、それは自分が誤りだと思つたならば、むしろ撤回されるのではないかとおもう。しかし、自分の考えが正しいければ、あくまでも、総裁が別にどういふ御意見があろうと、それは主務大臣に提出されるものである、それを総裁が押えたりすることはできないわけではございませぬ。○湯山委員 そうすると、いまの御答弁だと、こういうことになりませぬか。監事は主務大臣あてに文書を出す、と

○松岡(憲)政府委員 先ほども申し上げましたように、総裁は監事の意見を検討もしないで出してもらうというのではございませぬ。經由するといふ意味は、単に郵便ポストを通すというふうな趣旨ではございませぬ。総裁にも見てもらいたい、見てもらつて、必要あらば意見も添えてもらいたい、こういう意図が含まれておるわけではございませぬ。総裁としてはおそれなく、監事の意見に自分の立場から見れば重大な誤りがあると思へば、監事に意見を言われると思う。それで、監事も、それは自分が誤りだと思つたならば、むしろ撤回されるのではないかとおもう。しかし、自分の考えが正しいければ、あくまでも、総裁が別にどういふ御意見があろうと、それは主務大臣に提出されるものである、それを総裁が押えたりすることはできないわけではございませぬ。○湯山委員 そうすると、いまの御答弁だと、こういうことになりませぬか。監事は主務大臣あてに文書を出す、と

○松岡(憲)政府委員 先ほども申し上げましたように、総裁は監事の意見を検討もしないで出してもらうというのではございませぬ。經由するといふ意味は、単に郵便ポストを通すというふうな趣旨ではございませぬ。総裁にも見てもらいたい、見てもらつて、必要あらば意見も添えてもらいたい、こういう意図が含まれておるわけではございませぬ。総裁としてはおそれなく、監事の意見に自分の立場から見れば重大な誤りがあると思へば、監事に意見を言われると思う。それで、監事も、それは自分が誤りだと思つたならば、むしろ撤回されるのではないかとおもう。しかし、自分の考えが正しいければ、あくまでも、総裁が別にどういふ御意見があろうと、それは主務大臣に提出されるものである、それを総裁が押えたりすることはできないわけではございませぬ。○湯山委員 そうすると、いまの御答弁だと、こういうことになりませぬか。監事は主務大臣あてに文書を出す、と

○松岡(憲)政府委員 先ほども申し上げましたように、総裁は監事の意見を検討もしないで出してもらうというのではございませぬ。經由するといふ意味は、単に郵便ポストを通すというふうな趣旨ではございませぬ。総裁にも見てもらいたい、見てもらつて、必要あらば意見も添えてもらいたい、こういう意図が含まれておるわけではございませぬ。総裁としてはおそれなく、監事の意見に自分の立場から見れば重大な誤りがあると思へば、監事に意見を言われると思う。それで、監事も、それは自分が誤りだと思つたならば、むしろ撤回されるのではないかとおもう。しかし、自分の考えが正しいければ、あくまでも、総裁が別にどういふ御意見があろうと、それは主務大臣に提出されるものである、それを総裁が押えたりすることはできないわけではございませぬ。○湯山委員 そうすると、いまの御答弁だと、こういうことになりませぬか。監事は主務大臣あてに文書を出す、と

○松岡(憲)政府委員 先ほども申し上げましたように、総裁は監事の意見を検討もしないで出してもらうというのではございませぬ。經由するといふ意味は、単に郵便ポストを通すというふうな趣旨ではございませぬ。総裁にも見てもらいたい、見てもらつて、必要あらば意見も添えてもらいたい、こういう意図が含まれておるわけではございませぬ。総裁としてはおそれなく、監事の意見に自分の立場から見れば重大な誤りがあると思へば、監事に意見を言われると思う。それで、監事も、それは自分が誤りだと思つたならば、むしろ撤回されるのではないかとおもう。しかし、自分の考えが正しいければ、あくまでも、総裁が別にどういふ御意見があろうと、それは主務大臣に提出されるものである、それを総裁が押えたりすることはできないわけではございませぬ。○湯山委員 そうすると、いまの御答弁だと、こういうことになりませぬか。監事は主務大臣あてに文書を出す、と

○松岡(憲)政府委員 先ほども申し上げましたように、総裁は監事の意見を検討もしないで出してもらうというのではございませぬ。經由するといふ意味は、単に郵便ポストを通すというふうな趣旨ではございませぬ。総裁にも見てもらいたい、見てもらつて、必要あらば意見も添えてもらいたい、こういう意図が含まれておるわけではございませぬ。総裁としてはおそれなく、監事の意見に自分の立場から見れば重大な誤りがあると思へば、監事に意見を言われると思う。それで、監事も、それは自分が誤りだと思つたならば、むしろ撤回されるのではないかとおもう。しかし、自分の考えが正しいければ、あくまでも、総裁が別にどういふ御意見があろうと、それは主務大臣に提出されるものである、それを総裁が押えたりすることはできないわけではございませぬ。○湯山委員 そうすると、いまの御答弁だと、こういうことになりませぬか。監事は主務大臣あてに文書を出す、と

○松岡(憲)政府委員 先ほども申し上げましたように、総裁は監事の意見を検討もしないで出してもらうというのではございませぬ。經由するといふ意味は、単に郵便ポストを通すというふうな趣旨ではございませぬ。総裁にも見てもらいたい、見てもらつて、必要あらば意見も添えてもらいたい、こういう意図が含まれておるわけではございませぬ。総裁としてはおそれなく、監事の意見に自分の立場から見れば重大な誤りがあると思へば、監事に意見を言われると思う。それで、監事も、それは自分が誤りだと思つたならば、むしろ撤回されるのではないかとおもう。しかし、自分の考えが正しいければ、あくまでも、総裁が別にどういふ御意見があろうと、それは主務大臣に提出されるものである、それを総裁が押えたりすることはできないわけではございませぬ。○湯山委員 そうすると、いまの御答弁だと、こういうことになりませぬか。監事は主務大臣あてに文書を出す、と

うい場合がないというのは、一つの系列の中に入ってしまったらあり得ないということと言われるんだろうと思ひますけれども、そうではなくて、任免も、いまいちやんと主務大臣が総裁、特に監事を任命している。総裁に任免権がないわけでは、そういう監事が、あらゆることを常に総裁を経由してでなければ主務大臣にもの言えない、これは間違つておると思うのです。たてまえから見ても、間違つておる。これは総裁がいい悪いじゃないです。監事のほうに極端に言えば間違つておる場合もあります。そういう場合においても、やはり間違つたのは間違つたなりに、総裁を経由しない主務大臣に意見を述べる、こういう制度がなければ、これは監事の意味をなさない。そうでなければこの条文改正はする必要はないわけです。いまおつしやうした範囲ならば、何もこの条文を改正しなくてもやられていることなんだし、あえてここで条文改正、法改正をするということならば、この監事の権限、権威をもつて持たせて、独立させて、間違つておれば間違つておつたで、やはりそれなりに直接主務大臣に意見を述べる、こういう機会を残しておく、つくつておく、これがこの法改正のねらいでなければならぬし、行管もまたそれをほつきり勧告しておるわけですからね。そうじゃございませんでしようか。

○松岡(亮)政府委員 先ほども申し上げましたように、これは行政管理局と十分協議の上で改正案をつくつたわけでございますが、いま御指摘のありました点は、私はむしろ逆ではないかと思うのであります。というのは、主務

大臣が直接監事を任免する。総裁に監事の任免権を与えてないわけでございます。独立性を認めておる。したがつて、監事は、総裁に対してはまあ遠慮なくものを言える立場にある。主務大臣に対して言う場合には、結局主務大臣に直接言ひましても、その是正命令を出すなり監督命令を出すのは、主務大臣から総裁に対して出すわけでございます。それから、総裁と監事との関係が、独立性といひますか、そこに制度上総裁の指揮下でない監事であるということからいひますと、逆に総裁にそれを見せ、総裁の意見も十分聞いたほうがいい、総裁が、監事の監査結果は非常にけつこうであります、そのとおり直しますという御意見ならば——おそれるような場合が多いと思ひますが、その意見を添えていただければなおけつこうではないか、こう考えるわけでございます。

○湯山委員 いまの局長のようなお考えならば、監事は主務大臣に意見を提出する場合に、同様のものを総裁にも出す、これなら局長の言われたとおりです。そうではなくて、経由というものは、いづれにしても、どういふ形にしろ、これはチェックができるということなんです。それは私は、いまの御答弁とは違つた意味がある、こう思ひます。だから、大臣に出すときには、総裁にもそれと同じような意見を送付するということならばいいんです。それなら局長の言われたとおりです。そうでないのですから、この経由というのは余分なことではないか。もしいま言われたようにするのであれば、同時に総裁へも提出するということにすれば、それはその筋が通ると思

います。経由ということとは、どうしてこれが勧告の趣旨とは違つてゐる、私はこう思ひますが、いかがでしようか。

○松岡(亮)政府委員 主務大臣に意見書を出すと同時に総裁にも意見書を出すというやり方も、確かに御指摘のようであると思ひます。経由ということとは、むしろ、その監事と総裁との間が、独立した関係にあるという結果として、総裁によく知らして、自分は主務大臣にこういう意見を出しますよということを知らしてやるということとは、むしろ私どもとしてはいい結果を生むのじゃないか。決してそれは総裁に対して監事を押える権能を認めるわけではございませぬ。多くの書類は、知事を經由して大臣に出されます。陳情書にしても、意見書にしても、知事がその意見書なり陳情書を改めて出すということは聞いたことはございませぬ。また押えたということも聞いたことはございませぬ。それはできないようになつております。

○湯山委員 そういう場合は必ずしもないことはあります。農林関係ではどうだか存じませぬけれども、主務大臣に出す書類を知事が押えたという例はたくさんあります。私はそういうことを知つております。

それから、いまのように、総裁には言えないけれども、ぜひこれは主務大臣には言わなければならぬという場合もできてまいります。そういうことがむしろ大事なものであつて、これは総裁が適不適とか、総裁に人を得るとか得ないとか、そういう問題ではなくて、制度として検討すべき問題で、それから見ると、どうもこの改正には納

得できないところがございしますが、それはそれとして、次の問題に移りたいと思ひます。

それは、先ほど償還期間の問題に関連して、いろいろ公庫側のサービスは強化されなければならぬということでございますが、実は今度の資料によりますと、公庫の運用利回りが五・三六が五・二八、それから資金原価は五・三六、五・二八、これは一致してゐる。借り入れ金の歩合が三・九二から三・八四、これと換算される経費率というのが変わつていないのです。サービスはよくしなければならぬ、末端まで届かせなくちゃならない、そういうことだするのだから、当然この経費率はふえなければならぬと思ひますが、これはこのままではたしてやつていけるのかどうか。

○松岡(亮)政府委員 ごもつともなお尋ねてございしますが、従来、経費率は、総貸し付け額がふえるにつれまして下げてきておるのでございします。というのは、貸し付け金額がふえますと、その一定率で経費率を出してみますと、経費に充てられる額はかなりふえるわけでございます。そういう意味で、従来と同様の経費率をとらないで、下げてきております。しかし、今年度は従来とは異なつて、経費率を前年度と同じ率に据え置いてあるのでございします。したがひまして、事務費に充てられる額はかなりの増加になります。八百七十億が千七十億にふえて、同じ経費率で事務費を出すわけでございますから、かなりの事務費の増額になつております。それからその内容といたしまして、定員はかなり増員の

予定でございします。

○湯山委員 定員も五十名程度ふえるということもお聞きいたしました。この経費率ですね。これの内容を示すもう少し詳しい資料はいただけませんか。

○松岡(亮)政府委員 経費率の内容につきましても、別途資料を提出いたします。

○清井説明員 経費率の点について、ちよつと私から御参考のために申し上げておきますが、経費率については、三十八年度と同様の一・四四というところでございますが、その具体的内容、金額について、御参考のためにちよつと申し上げておきたいと思ひます。

経費率については、委託費率一・一、事務比率一・二八、引き当て金一・〇五、合計一・四四という経費率は、御承知のとおり三十八年度と同様の経費率になつておるわけでございますが、その絶対的金額を申し上げますと、予算上の金額は、たとえば事務費について申し上げますと、同じ一・二八という率でございしますけれども、計算の基礎が違つておりますので、具体的金額にいたしますと、三十八年度の事務費は八億五千二百万円でございますが、同様の比率の三十九年度の金額は九億九千二百万円ということで、一億四千万円ばかり本年度は昨年度より事務費の金額が上つておるのでございします。その中には、ただいま申されたように、人員の増その他貸し付け金額の増に伴う経費が入つておるわけでありま。総体の割り算の基礎となる数字が上つておりますので、同じ経費率でも金額が相当上つておる、その点は御了承願ひたいと思ひます。

○湯山委員 これは人件費の増とかいろいろ問題があつて、いまの絶対金額が上がつてゐることはよくわかりますけれども、しかし、はたしてそれで十分な人員の確保、それから待遇がでるかどうか、これはなお詳細な資料をいただきたいと思ひます。

それから、あとでいただきたい資料をまとめて申し上げます。昨年の三分五厘資金の消化状況、これを資料として出していただきたい。それから構造改善の資金の消化状況、これもいただきたい。それから今年度政府が出資した金額、いつ、どれだけの時、時期別の資料。それから翌年への繰り延べが四〇〇程度従来あるようですが、その年次別の資料、どれくらいを翌年へ繰り越したか、そういう資料をいただいて、なお質問を続けさせていた

だきたいと思ひますが、大臣がお見えになりましたから、交代をいたします。

○芳賀委員 この際、資料の要求をいたします。

第一は、農林漁業者の貯蓄の状態、これを区分しまして、一は、国家機関に対する蓄積として、郵便貯金あるいは簡易保険、さらに国民年金に対する積み立て、これを昭和三十五年以降最近まで年度別に農業、漁業、林業と区分して出してもらいたいと思ひます。

それから次は、系統に対する貯蓄、当座的なものと定期的なものにしていただきたいと思ひます。その次は、その他の民間の貯蓄の状態、銀行とか信用金庫とか、それらの機関に対しての当座的なものと定期的なもの、いわゆる農林漁業者の貯蓄の状況というものを

それから同時に、負債の關係、農林漁業者の借り入れ金の状態、これも政府機関からの貸し付けの状態、公庫の貸し付けとかあるいは農業改良資金とか、そういう政府機関からの貸し出しの状態と、次に、たとえば系統の資金であつても、近代化資金のように国が利子補給等の措置を講じて流してゐる資金の実態、それから一般の系統からの融資、その他民間の融資、これもやはり三十五年以降の農林漁業者別の、なるたけわかりやすい内容の資料を整えてもらいたいと思ひます。

それから次に、法案の審議にも關係がありますが、たとえば三十五年以降に降において、公庫の臨事から總裁に對しあるいは主務大臣に對して意見書を提出したその件数、あるいは意見書の要旨について、どういふ点を指摘したかというふうなものも点についてお出し願ひたいと思ひます。

それから第三の資料は、いわゆる自立経営農家育成のための経営拡大のための資金、これは農地取得資金という形で公庫から出しておられるわけでありますが、この三十五年以降の貸し出しの状態、最近においては構造改善指定地区に対する経営拡大の農地取得の資金の貸し出しと、構造改善地区以外における一般農家の農地拡大のための資金の貸し出し状態がどうなつてお

るか。とりあえず、この三点について資料をお出し願ひたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 調製し得る限りにおきまして、できるだけ詳細に資料を提出いたします。

○芳賀委員 審議に間に合うように。

○高見委員長 中澤君。

○中澤委員 昨日、農林大臣の御都合

も聞いて、理事会を開いて、十時に御出席を願つて、午前中この法案の総括審議をやる、こういうことでございまして。われわれ別に底意地の悪いことを言うのではない。大臣の忙しいのは十分承知である。しかし、国会の運営というものは、委員会が中心でなければならぬ。それがいまの制度だと私は思ふのです。だから、十時に御出席を願うように、こちらを中心にものを考えてもらなければ困る。向こうは予算委員会であらゆる議論が出るわけでありますが、一人の質問者から決して一つの問題ではないのですから、そういう点は、答弁の時間を一番うしろにしてもらうなり、やりくりが予算委員会にできるわけですから、ほかの案件をずいぶんたくさん質問するのですからね。

そういう点について、大臣は一体委員会中心に考えられないのか。われわれも、事務当局で間に合うのに無理に大臣を引っぱり出すとしてゐるのではありません。少なくとも提出法案の総締めくくりにおいては、大臣が法案に對して責任を負つてゐる以上は出席すべきである。それがいまの国会構成の中における委員会運営のあり方ではないか。私は、その点について、今日の十時というものが、十二時になつてお見えになるのは、一体委員会中心にお考えになつてゐるのかどうか、今後の運営の問題がありますから、それを明らかにしていただきたい。

○丹羽(兵)政府委員 ただいま中澤委員から大臣に対する御質問がございまして。きょうの委員会は、なるほどお話を願ひましたように、大臣の御出席を願ひたい委員会を開かないという申し合はせになつておりました。それを特に野党の皆さま方の特別な御配慮をいただきたいとしまして、大臣に早くお入りいただくことを前提にして、事務的な質問に入つていただきまして、たいへん恐縮に存じておるところであります。国会対策のほうでも、また私のほうからも、大臣にこの委員会に入つていただくよう特別な御配慮をいただいておりますので、いろいろな都合でついついこのんなことになりました。今後は、もちろん大臣も気をつけられますが、私も、与野党の皆さまの御配慮をいただいたことを十分承知しておりますので、つつしんでやつていきたいと思ひます。どうぞよろしく。

大臣の前に、私の手落ちを深くおわび申し上げます。

○赤城國務大臣 お話のように、もちろん、委員会中心で議事を進めていくことに、私の考えに変わりはございませぬ。けさの状況は、十時にこつちに入る予定で、向こうへちよつと顔出しをしてすぐこつちに入る予定であつたところが、社会党の質問者のほうで、私に関する問題を一番先に、あとゆつくりこちらでやるようにという話なものですから、それに乗つて待つてゐるうちに、なかなか私のところへ回つてきませんで、ついおそくなつたわけでありまして。しかし、向こうも繰り上げて私に対する質問をして、急いでかけつけたのですが、時間がたいへんおくれて申しわけありません。

○中澤委員 一応遺憾の意を表明すればよいのですが、今後やはり森林基本法とか、いろいろ大法案が出てくるのですから……。予算委員会は調整がつ

くと思ふのです。農林大臣に質問をするので、農林大臣のほうはあと回しか、そういう点は与野党のほうでも調整をしてやつてもらわないと、自今法案の審議に對して考えを改めなければいけません。その点を押しておきます。

そこで、一体大臣は、今度の農林金融の問題について、農村はいまにちもさつちもいかなない段階にきてゐるが、農政の中で、農林金融の位置づけをどういふふうにお考えになつてゐるか。現在の赤城農政の中で、農林金融の位置づけ、ウェートを相當置いておるのか、あるいはこれは総合的な中の一環だといふお考えか、その点をまず明らかにしていただきたい。

○赤城國務大臣 農政の基本的な問題を本委員会等におきまして申し上げたときにも触れておりましたが、農林に對しての金融は、大体四つの柱の一つとして、非常に重大な問題として取り上げておるわけでございまして。考え方も、農林に比して脆弱な面がございまして、国として助成するといふことは当然しかるべきものと思ひますが、予算の総ワケ等から考えましても、思うようにいかぬ面もあつた。どうしても金融面、融資面のほうにより拡大の余地もあつたので、そういう面を拡大いたしましたので、農業、漁業、林業政策を推進する大きな柱といひますか、推進力にしたい、こういうふうな考えで、より金融面に強いウェートを置いておるわけでござい

ます。

○中澤委員 もちろん、それは農業の総合政策として、金融という問題は重大にお考へになつてゐることはいいで

すが、一体いまの日本の農業の現況というものは、金融面ぐらいいでてこ入れしても、どうにかなるという見通しはあるのかどうか。少なくとも金融で日本の農業経済を見ていくという面においては、一体現況における日本農業は、企業として成り立つものかどうか、ここに私は基本的な問題があると思うのです。企業として成り立つという前提に立てば、金融という問題は非常に大きな問題であるが、かつて補助金整理のとき、この基本的な問題は論議されたのですが、一体大臣は、いまの日本農業の現況の中から、企業として成り立つ農業という考え方の金融を考へるのか、あるいはこれは企業としては困難である、だから金融面においては特別な考慮を払うという考え方に立つのか、どっちの面に立ってこの金融問題は取っ組んでいこうとするのか。

○赤城国務大臣 日本の農業が企業的に成り立つか成り立たないか。私は成り立たせなくてはいいかぬと思います。そういう面におきまして、金融の裏づけも必要な面があります。しかし、それは別に、農業を近代化し、あるいは企業的にやっていくという前提がございいます。どういう前提かといえば、たとえば基盤の整備、土地改良——その中には草地造成等もありましようが、そういう面に近代化とか、企業的な農業の成り立つ前提としての農業対策というのがあると思います。そういう面に対しましては金融の必要が相当あります。土地改良にいたしましては、構造改善の事にいたしましては、金融面でござえていく、こういう面がたかさんあると思います。でありますから、日本の農業が企業的に成

り立たないということじゃなくて、私は成り立たせたい、そういう企業的に成り立つ方向へ向いている面も相当ございいますので、そういうささえてもなり、またその前提としての、個人個人の農家としてではなく、全体の農業政策遂行のために、基盤の整備のために金融、構造改善等のためにも金融、こういう必要性を感じております。

○中澤委員 私は大臣とは見解を異にするのです。たとえば構造改善ということをお大臣がいま言われておる。しかし、一体金利面から考えた農業経営は、はたして企業としての採算がとれるものかどうか。たとえば、いま水田一反歩二十万円ぐらいでしょう。これに對して自作農維持資金として政府が出しているのが五分。そうすると、新しく構造改善として政府が出しているものは、一分引き下げて取得資金は四分です。たとえば四分としてみても、新しく二十万円の水田を買収するためには、年間八千円の金利が必要になつてくるわけですね。もし自作農維持で借りた場合には、一万円の金利が新しい土地取得に對しては必要だ。それだけの金利ウェイトを持つていけるわけですね。そうすると、たとえば二十万円の水田、しかも一番価格の安定している米、政府が補助している米、これに對して今度の構造改善の四分として、八千円の金利負担を農民は負うわけですね。八千円ないし一万円の金利負担をしておいて、たとえば全国平均三石二斗ぐらいの収穫量としても、収入は一反歩大体四万円と見なければならぬ。これ以下の経営生産地帯もある。四万円の収入を安定した米で得る

場合においても、金利負担は八千円ないし一万円、そういう計算になるわけですね。そうすると、四万円の収入を得るために、二十万円の資本投下をして、八千円ないし一万円の金利負担をして、そうして水田を購入して、農業というものは成り立つかどうか。たとえば会社の例でいえば、こういうことも言えると思うのです。この比率をとってみると、四万円に對して一万円の金利負担ですから、二割五分の金利負担。会社の経営上では、たとえば一千万円の売り上げに對して二百五十万円の金利負担をするということと変わりがありません。そんな会社というものは成り立つわけがない。それと同じようなことで、いま言った素朴な計算をしてみても、企業として成り立つという考え方が正しいのかどうかというところに、私は疑問があると思うのです。その基本的な問題を掘り起こさないと、一体農林金融で、日本農業経済を今後発展させるためにまかなう——しかも政府の方向は、だんだん補助金政策から金融政策へ切り変わってきている。しかもまた、その金融政策は、できるだけ安上がり農政のために、系統融資金融へ方向が大きく変わつてつある。そういう点において、金融政策を考へる基本問題として、どういふふうに大臣はお考えになつておるか。いま言った構造改善、すなわち、日本の農業の体質改善を根本的にやろうとする立場に立っておる四分の金利さえ、一番安定した米に對して日本の農業は負担し切れないという事態は、大臣はお認めになるかどうか。

○赤城国務大臣 私は、個々的に見れば、一人一人に一反歩なら一反歩購入するといふ場合に、いま例を引かれましたが、それで成り立たないというわけではございせんが、非常に不利だとは思ひます。しかし、そういう個々の問題をあとで申し上げるといたしましても、団体的に土地改良をするといふ場合に、負担を融資によつて一応肩がわりしていく、こういうようなための融資というものは当然必要であり、また、それが完成した上においては、償還といふんですか、負担の能力は、ある程度私はだんだん上がつてきていると思ひます。

それから、個人的な場合で、新たに一反歩なら一反歩を二十万円なら二十万円取得する。いま三分五厘になつておるようでありまして、四分といいたしましても、八千円の金利負担、こういうようなこともありますけれども、これにはいろいろあると思ひます。いままである程度の土地を持つておつた上に、なお一反歩なら一反歩をふやすために購入したという場合に、その新しく購入した一反歩からの計算からいふと、いまのような計算がましかうけれども、農家全体のものから償却していく、いままでの農業収益の中から償還していくというふうな考え方もあろうと思ひます。でございまして、厳格に償却的な考え方では計算をいたしますと、非常に採算に合はぬような数字も出る場合があると思ひます。また出ておるかと思ひます。しかし、全体として見ますならば、やはりそういう金融の裏づけをもつて農家の経営を増していくというふうなことは必要であらうか、こういうふうな考へております。

○中澤委員 いま大臣は土地改良の問題を出されたけれども、土地改良だつてどうですか。土地改良再建整備法をやつてくれという団体要求があるでしょう。全国の土地改良区の八割は、負担金未納でつちもさつちもいかないわけです。これはやはり、個々の問題としておつしやるけれども、農業と農業経済の中におけるところの基本的な問題だと思ひます。そういうような問題が根底にあるから、全国の土地改良区の八割は負担金未納でつちもさつちもいかないわけです。旧債たな上げにしてくれ、政府が利子補給やつてくれ、元金だけ長期償還しましよ、こういう問題が現実に出ておるわけですね。私は農林金融が不必要だという論議をしてゐるのではないのですよ。そういう立場から、個々の問題から考へていかないうところに、私は、あらゆる金融制度の問題の中に、長期におつたやつたら償還不能がずっと出てくるというふうな形が出てくると思うのです。そういう面において、特に金利面において、これは農林金融といひない、日本の一般金融体系といひない、非常に高金利体系である。その一環としての農林金融も、非常に高金利体系である。そういう中において、今いろいろ段階整理をされたのはわかるが、はたして一体五分以上の金をいまの農産物価格の不安定と低農産物価格の中で貸すことが親切なのか、貸さないことが親切なのか、私は疑問を持つのです。そういう点において、金融をやんならやると、いま少し新しい一つの構想をお出しになつたらどうか。要するに、高金利体系をどういふふう

に処理するか、これが基本的な問題だ

と思うのです。だから、段階整理をやつて、九段階を四段階ないし五段階にする、そういう整理も私は必要だと思ふ。しかし、先ほど湯山委員の質問にもあったように、償還期限の据え置き期間の繰り込みの問題とか、表から見た看板だけは非常にいいが、中身をいかに検討していくと、政府の負担をいかにふやさないかというところに努力をしているところが至るところに見られるのです。表面だけはこういうふうにしたから、下がったような印象を与えている。そういう点において、今度の改正三法を見ても、われわれは納得できない。いまだし政府の利子補給という体制で大幅な金利引き下げというものをやらぬ限り、結局貸すことによつて、借りた農民が苦しむという事態が出てくると思う。そういう点について、将来赤城農政の中で一つの大きな柱というものを金融体系で出すならば、今後その高金利体系においてどういうふうには正していくか、これを基本的に考えておいてもらわねといかぬと思うのですが、いかがなお考えでしょう。

○赤城農政大臣 金利は安くて、償還期限が長期であること、これは非常に望ましいことでございます。農業金融におきまして、特に償却といひますか、還元といひますか、それが低い産業でございますから、当然そう考えなくちゃならぬ。ただ、本年度といひましては、二分の金利という議論もございまして、あるいは無利子という議論もございまして、あるいは三分五厘の金利のものが四・六%くらい全部の中で占めておりますし、大体平均しまして五分程度になっていきます。金利面におきましても十分考えたと思ひます。また、段階あるいは金融のワク、種類等も非常に整理いたしておられます。無利子というものは、なかなかむずかしい制度だと思ひます。いまの改良資金の制度だけで四十六億のワクの無利子のものを設けてふやしました。が、いまの段階におきましては、期限がもう少し長くなくてはいかぬというふうを考えておりますけれども、利子の体系からいへば相当思い切つて改めた、こう思つております。しかし、なおさらにはできるだけ長期に、できるだけ低利にできるように、検討といひますか、尽力といひますか、そういう方向へは持つていきたいと思つております。

○中澤委員 それはたいした予算的な金額が必要じゃなくして、これに重点を置くならできるわけですね。たとえばいま大臣が平均五分と言つたが、平均金利は五分にはとどまつていないようですが、政府資金の場合はそういうところまでできている。そうすると、一千億の融資をしても、五分とすれば金利は五十億ですね。それを二分ないし三分引き下げるといふことは、私は国家財政の立場から見ても不可能じゃないと思ふのです。たとえば一千億の二分引き下げてみたところで、二十億だけで済むのですから、私は、赤城農政の中に特色ある農政を出してもらいたいと思ふ。かつての河野農政といふものは、新農村建設構想とか、いま構造改善になつておる前進したパイロット構想を出して、やはり一つの河野農政の看板は出たわけです。ところが、寡聞にして私は赤城農政はこうだといふものは実は何つておらないわけです。

結局総合的な情性的農政になつておる、こういうふうには私は判断しておる。それなら、金融なら金融体系の中でひとつ思い切つた処置をして、赤城農政は金融であつたというように思ひ切つた処置をしてもいい。それにいま言ったように、国家財政の負担から考えても、たいした金額ではない。せいぜい三、四十億を国が利子補給で一般会計で見てもやろうといへば、相当な特色ある金融体系ができるはずなんです。そういう点についてひとつ思い切つて金融でやろう、こういうお考えはあるのかないのか。

○赤城農政大臣 進めてみたいと思つております。

○中澤委員 たとえば、大臣に少し本腰を入れて私はやつてもらいたいのは、大臣が予算編成の前にガソリン税の問題を出した。そうして農民の使うガソリン税を免税にするという問題で、無利子の金融体系というものをちよつと出された。私はそのとき新聞を拜見して、はあ、これはここで一ふんばりやるな、実はこうほくそえんでいたわけですね。ところが、それが二転三転して龍頭蛇尾になり、しまいに何だかしましきも頭もちつともわからなくなつた。そしてさきごろ予算委員会、わが党の井手君がだれかが、不当じゃないか、農民のガソリン税は何かは何も道路を走つて利益を得ているのじゃない、行き帰りに国の道路を使用するが、一日じゅう田の中をかきまわしておるんじゃないか、それを農民にガソリン税は不当じゃないかといふので、一時間におわたつてこの問題を予算委員会でもやつたところが、田中大蔵大臣は四十年から考えましようといふところまで、これは与野党共同でやつたようですが、問題は前進しておるわけですね。私は、赤城農政大臣がある無利子構想を出したときに、もつと強引に突っぱれば可能であつたと思ふのです。そういう点について、赤城農政大臣ははなはだ福徳円満で、非常に当たりさわりのよい方で、まことに人格円満な方な方ですが、もう少し荒っぽい立場で、ひとつこれだけは一步も譲れぬという立場で、今後の金融体系に力を入れるお考えはあるかどうか。

○赤城農政大臣 ガソリンの問題は、済んだことですからいろいろ申し上げませんが、農林漁業の金融については一そう力を入れてまいりたいと思ひます。

○中澤委員 大臣、ガソリンの問題は済んだのじゃないのです。予算委員会と与野党共同で、田中大蔵大臣からよく四十年から考慮するという言葉を聞いたのです。おそろく来年度の予算編成には、農業用ガソリン税の問題をどうするかというのがこれからの問題だと思ふのです。だから、これは済んだ問題じゃないのです。四十年に何とかいたしましやうという答弁を大蔵大臣がしておるわけですから、四十年度において、農業用ガソリン税の問題に対して、大臣はこれからがんばつてもらわなければいかぬと思ふのです。済んだといふお考えはどういうところから出ているのですか。

○赤城農政大臣 三十九年度におきまして免税といふことになつた。そこで、三十九年度は一応済んだ、そういうことで、このいきさつをいまさら申し上げても思つたものですか

ら、省いたわけでございますが、今年農業用機械のガソリン税を免税するといふことにつきましては、ずいぶん強く交渉したのです。しかし、大蔵当局としては、御承知のように、課税の面で非常に骨が折れるというふうな面から突っぱねておりました。しかし、これを私のほうでどういうように使うか、二つの案があつたのです。一つは、ガソリン税が道路に還元していただくので、免税が困難だということならば、これを農村の道路に使うように還元すればいい、それからもう一つは、無利子の資金のほうにこれを入れて、農業改良その他に使うようにしようかと、実は考え方が二つになつておつて、攻撃力が弱つたというか、農道のほうにしましまして、建設省なんかも賛成いたしまして、建設大臣もそつちでいこうかという話を一方で進めて、一方において農業金融の無利子のほうでいこう、こういう二つに分かれて折衝して、どつちかをどうするか、分れたもの、統一しない方針でやつたもの、それから、農道のほうに還元はやめて、そのかわり改良資金のほうのワクはふやそう、無利子の資金をふやそうといふことで、折れ合いをつけたというものが経過でございます。しかし、この間の予算委員会のいきさつ等もありまして、来年は大体これは免税するといふような約束は大蔵大臣のほうから井手君が取りつけたようなわけでありまして、免税にするといふことはどうしてもしなければならぬが、免税にするか、あるいはいまい言いましたように、農業金融のほうの無利子の金にでもするか、あるいはまた町

村道のほうの問題にするかというよう
な問題は、残っておると思います。い
ずれにいたしましても、この金が農業
方面に使えるというめどはつきました
から、強力にこれを推し進めるとい
うことにいたします。

○中澤委員 大臣はどっちのほうに
年度は使おうというお考えですか。金
融体系の中に全部ぶち込んでいいと
いうお考えですか、それとも農道の整
備のほうに使おうというお考えです
か、二本の攻撃力がどうもまずかつた
という自己反省のようですが、一本の
攻撃力は来年度はどこに向けるお考
えですか。

○赤城國務大臣 私は、今年改良資金
のほうのワケをふやすというつもりで
せっかくふやしたのでございます。か
ら、金融面のはうに向けていきたい、
こういう気持ちでございます。

○中澤委員 そこで、今度お尋ねした
いは、いま言った高金利体系の中
で、系統金融が一般に日本の高金利体
系に歩調を合わせて、金利が非常に高
いわけですか。この系統金融関係に對
しては、この金利引き下げに今後どう
いう方向で進むべきか、こういう点に
ついては、大臣のお考えを率直にお知
らせ願いたい。政府資金のほうはいま
言った一つの方向も出たろうが、系統
金融のほうをいまのような高金利体系
のままほっておいて一体よいのかどう
か、この点についてのお考えを明らか
にしたい。

○赤城國務大臣 系統金融の面につ
きましても、今度の改正につきまして
は、金利を低くしてこれを回すことに
協力を求めています。そうしてその
面は承諾いたしております。ただ、ま

だ七分五厘から八分くらいになってお
りますから、高いことになっておりま
す。ただ、系統金融の資金コストとい
いますか、御承知のように、組合員預
金であります、どうしても信連等の
預金率が高くないと、資金の吸収とい
いますか、集めることが非常に困難だ
というように、あるいはその他の
経営上の人件費等もあります。そう
いうようなことで資金コストが非常に
高いので、この方面の指導といいま
すか、資金コストを安くするような方
策をあわせて考えまないと、系統金融
の金利をそう低くするということが困
難であると思います。そういう面も検討
いたしまして、金利面が低くなるよう
なことにしまして、なお一そう指導と
いいますか、協議するといいますか、
そういうことをいたしてまいりたいと
思います。

○中澤委員 ただ、系統金融の場合
は、大臣が言うように、資金コストが
非常に高くなってきたおるわけでは
ないから、これをただ行政指導だけで協
力を求めたり、安くしろと言っても、
これは私はできないと思います。それ
は系統金融の中にも私はいろいろ矛盾
があると思うのであります。たとえば
三段階制というものを一体どうするか
という基本的問題が横たわってお
る。しかし、最終的には、私は、農林
金融の場合は、政府がこれに對して一
部利子補給の方策をとる以外に低金利に
引き下げる方法はないと思う。だか
ら、そういうような行政指導や協力的
請じゃなくして、少なくとも実質的に
これはこういうふうなひとつ補給制度
をとらうじゃないか、その補給する分
だけはひもつきで引き下げる、こうい

うような強い措置をとらないと不可
能だと思ひます。だから、そういう点に
ついて、大臣は今後系統金融に對して
は利子補給の方式というものを考える
べき段階にきておるのじゃないか。同
時に、この系統の中においても、御承
知のように、合併促進が非常に急速に
進んでおる。これは必然的に二段階制
に移行する一つの過程がいま出てお
ると思うのです。だから、そういう中
で、たとえば二段階制にしてみても、
これは金利コストはそう下がらないと
思う。せいぜい下がっても、まず五厘
下がれば山場じゃないか。だから、そ
ういう基本問題を解決しても、なお根
本的な高金利体系というものは解決で
きないわけですから、それに対して政府
が強力な利子補給制度をとる、あるいは
公庫の一部に系統資金の何%かを繰
り入れをして、それに対して利子補給制
度をとるか――自主金融であるか
ら、いまの形のまま利子補給制度をと
るということはなかなか困難だと思
う。しかし、それは方法論としては私
はあると思う。政府資金の中へ系統資
金の何%かを強制導入する、強制導入
したものに対して政府が利子補給制度
をとる、こういう方法はあると思
う。その点についてはどうですか。

○赤城國務大臣 現在におきまして
も、系統資金につきましては利子補給
制度をとっておる。近代化資金六百億
につきましては、利子補給の制度を開
いておることは御承知のとおりでござ
います。こういう足がかりがあります
ので、利子補給等についても、コスト
の低下、三段階をどうするかという問
題がございしますが、コストの低下の問
題とあわせて、利子補給の問題等もさ

らに推進する方向において検討してい
きたい、こういうふうな思ひます。

○中澤委員 ですから、これは行政指
導だけではなくて、強力に政府が――
この利子補給というものは、かつて補助
金の整理の問題のときもいろいろ議論さ
れたのですが、利子補給ということ
は、政府の財政負担もそう大きな比重
を占めないで、一番安易にやれる方法
なんです。それから、そういう点にお
いて、系統金融に對してはもっと強力な利子
補給をやすべきである。同時に、政府
の制度金融に對しても大幅な利子の引
き下げをやるべきである。財政負担が
非常に増大するものならばこれはなか
なかできないであらうが、これは大臣
が腹をきめて、少なくとも系統融資の
金利低下のためと政府金融の金利低下
のために五、六十億の予算をここにさ
こうとするならば、私は画期的な低金
利政策は確立できると思う。だから、
それについて、大臣が、ひとつ赤城農
政の本筋は金融で出していこう、こ
ういふお考えで今後取り組むかどうか、
その決意のほどをひとつ……。

○赤城國務大臣 せっかく本年度にお
きまして相当この方面に突っ込んで進
めてきたのであります。さらに一そ
うこれを進めることが、私は非常に大
事な農政の問題だと思ひますので、進
めていきます。

○中澤委員 今度の三法改正を出した
機会に、基本的な政府の方針というも
のを示してもらいたいと思う。これは
御承知のように、また八月過ぎれば来
年度予算の編成にかかるわけですが
から、もういまから基本的に赤城農政の
金融はこうだという方向が出ていかぬ
と、また予算編成に間に合わぬとい

事態になると思う。だから、これはひ
とつてこの機会に、金融だけは少な
くとも赤城農林大臣の特色を出す、こ
ういふ形でいまからその決意を具体的
な行動に移して、そうして来年度は金
融体系面で赤城農政の新しい特色を出
す。もともと、七月の総裁公選でか
わってしまったおしまいですが、かわ
らぬ限りはひとつがんばってもらいた
い、こういうふうな考えるわけだ。
同時に、私は、農林金融の場合、金
利の問題といま一つは、やはり償還の
問題が一番大きな問題だと思ひます。金
利を一体どう引き下げるか、それから償
還期限を一体どう延長するか。先ほど
経済局長は、金を借りたが、いつまで
も借りておるのはいやだから、早く返
したいという人があれば、早急に返し
てもいいという答弁をしておりました
が、それは、そういうものも私は全然
ないというところで否定するわけでは
ない。しかし、農業経済全体、しかも、
いまのような不安定な農産物価格の中
においては、そういう償還期限という
ものをなるべく長期にしてやること
が必要だ。欧州の農業金融などを見て
も、大体四十年、五十年という期間が
ある。こういうことを見れば、やはりこ
の償還期限においても、日本の金融体
系というものは劣勢であるということ
が思われるわけだ。だから、そうい
う点について、償還期限というものを
もっと大幅に引き延ばす必要がある、
私はそのように判断しておるのです
が、大臣はどうお考えですか。

○赤城國務大臣 全く同感です。た
だ、その同感どおりにはことは實際に

だ、その同感どおりにはことは實際に

いってありませんけれども、それはまことに同感であります。

○中澤委員 たとえばスウェーデンの金融などを調べてみても、二分で償還期限が八十年なんというのがある。私は、スウェーデン、デンマークの酪農というものは、なぜあそこまであいう理想的な形で発展したか、こういうことを考えてみると、やはり金融面の政府の介入が、あの酪農発展の基礎をなしておるのではないかと、こういうことを私は考えるのですが、少なくともいまの日本の酪農に二分で八十年の償還期限——大体三代にわたるわけですね。二分で八十年の償還期限の金を相当豊富に出すということになれば、その金融の介入という面から、日本の酪農の発展というものが考えられるのではないかと。現実には六分、七分という金を借りて、しかも価格の不安定の中にあるから、要するに酪農というものが頭打ちになってしまったんだ。どこかでこの頭打ちを開する一つの政策が出なければいかぬじゃないか。その一つの政策として、やはり金融面におけるところの低金利、長期償還、こういう一つの介入が必要だ。こういう点において、大臣は何か特色のあるものをお考えになっておるかどうか。

○赤城国務大臣 諸外国の例なども御指摘のようなことでありますし、また私のほうの調べでも、西ドイツが三十五年、フランスが三十年、ただ、その種目につきましては、農業の事業規模の拡大、建設資金、共同利用施設とか土地購入等で、オランダ、ベルギー等は三十年から三十五年というような例もあります。でありますので、日本

の農業金融につきましても、こういう他国の例等に近いところへぜひ持つていきたい、こう考えております。

○中澤委員 たとえば構造改善の問題がいま至るところで行き詰まりを来しておる。これは当初の政府の計画では五割補助である。そうしてあと制度金融で三割ですか、一億一千万のうち二千万は制度金融でまかなう、こういう基本構想を出したわけですね。やはり基盤整備費だけは国が無償でやるべきである。農民はいまの段階ではそういう負担能力がない。しかも、農産物価格が完全に米のような方式で安定をとっていただければ問題はない。そうすれば、農民は一体その資金投下をしていかどうかの判断の上に立つてやる。ところが、農産物価格が不安定なまゝりないものである。そういうところに構造改善が——このあたりの共同化施設その他に対しては五分なり六分の金で融資をする、そういうことで、構造改善になかなか農民がおいそれと飛びついてこない。よほど客観的立地条件に恵まれていない限りは、おいそれと飛びついてこない。そこに構造改善の問題が、金融面において一つのガンをなしておるとも言えると思う。われわれは基盤整備は無償論を繰り返してしましう、ついに政府も七割まで助成をしう、こういうところまでできたのです。しかし、この基盤整備費の問題は、これは別個の土地改良法のとときにまた議論する問題としても、ここでやはり共同利用施設とか、すなわち、日本の農業を先ほど大臣が言ったように大型化し、共同化していくという方向に対しては、特別な金利政策を考える必要がある、こういうふうに私は考

えておるのです。その点について、大臣は、今後共同利用施設に対しては、構造改善に特別金利政策を考える御意思があるかどうか。

○赤城国務大臣 いま構造改善の非補助のほうの共同施設は三分五厘ということになっておりますが、農業政策全体として、経営規模を拡大したり、あるいは共同によって経営を広げていく、こういう面につきましても、私は金融面の相当なバックアップが必要だろうと思っております。これはいまも幾分やっておりますけれども、そういう面をなお推進していきたいと思っております。

○中澤委員 同時に、共同化推進は、全国至るところにそういう芽は吹いてきているのです。われわれも全国の共同化の例をとって、雑誌「共同経営」というものを出しておりますが、これに對しても非常に需要が多い。至るところから「共同経営」を売ってくれ、送ってくれという声があるというところは、農民がいまの零細規模経営の中ではどうにもならぬ、だから、これは共同化の方向をとらなければだめだということへ、もう意識的に前進してきている。ただ、これに対する政府の施策があまりにも貧困であるために、簡単に飛びつけない。そこに問題があるので。だからたとえば、特に来年度大臣はガソリン税を金融面に重点的に使うという場合は、共同化施設に対しては相当な幅の無利子金融をやつてやる、このくらいな御決意を持たなければ、金融面における構造改善事業というものは私は前進しないと思う。だから共同化施設に対しては、無利子金融を全部認めるとは言われないが、たとえば六割なり七割は無利子金融で見ていこ

う、こういうことでなければならぬと思っておりますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○赤城国務大臣 構造改善でも、もうすでに御承知のほすでございしますが、九十万円のうち五〇％は共同化施設のほうに回っております。国で五割補助するということにいたしておるわけでありまして、無利子の金融のワタの問題でございします。いまのガソリン税で九十億ぐらいのものとしますが、これは共同施設全体に回すということになると足らぬことになるかと思ひますが、どういふ面で行つていくかということとは、さらに検討していかなくてはならぬと思ひますけれども、お話の点はよく頭の中に入れておきます。

○中澤委員 それは共同化という方向が明らかに構造改善地区では出ています。特に主幹作目の指定をやつたのですから、酪農をやつたところは酪農の共同化をやろうとしておるし、養蚕の主幹指定をやつたところは養蚕の全蚕共同飼育までやろうという考え方が出ています。だからそれに対して、私は全額とは言いませんが、少なくとも共同利用施設に対しては六割なり七割は無利子金融をやつてやる、それが一つのことでございまして前進すると思う。だから、来年度についてはそういう方向で、ガソリン税を日本の共同化推進のほうに大きなウェイトを置いて進めていく必要がある。そうならば、金融面からする構造改善というものは一段と前進するのではないかと、こういうふうに考えておるのですが、そういう点について、そういう方向に出しておるものに対する誘導政策の一つとして、これは強力に推進するという御決意をいまだ一度伺つておきたい。

○赤城国務大臣 私が申し上げましたのは、ガソリン税をやつてみて、それだけでは、共同化をやつた場合に、全国的に共同化を進めていくだけの金に足りないんじゃないかという場合もあるうと思ひますので、共同化の面にも使つてすれば、どういふ面に使うのかというところは検討を要する、全部構造改善、共同化に使うには、かりに九十億といたしましても足りないのじゃないかという気がいたしますので、共同化のほうに金を使う決意をするとい

たしまして、その内容について、共同化の中のどういふところかという、金のワタからの制限がおのずから出てくるのではないかと、こういうことでありますので、なお検討してみたい、こう申し上げたわけでありまして。

○中澤委員 大臣、そんなことはないです。九十億あれば、共同化金融は全部無利子にできます。たとえば、政府からの借り入れが六分でしたか、六分五厘でしよう。六分五厘の利子でちょっと計算してみても、政府資金から入ってくるものを全部無利子にするのに、九十億全額使わないで間に合うわけですね。たとえば一千億で六分とすれば、利子補給を全額して無利子にしても六十億でいいでしょう。そういうことだから、私は当初から全額とは言われないが、九十億あれば、共同化施設に対しては、六割なり七割というものは無利子金融が行なわれますよ。それでもなお利子補給金は余りますよ。原資の貸し付け資金を私は言っているのではない。九十億全額でなくても利子に使うという考え方でいいのです。

かりに四百億借りたといっても、六分の金利で政府が全額負担しても二十四億です。だから、やろうと思えばできるでしょう。四百億共同化施設に出して、それを全部無利子にしましょう。その利子補給は六分にして二十四億ですからね。だから、私の質問で、九十億を原資として考えればそれは足りない、利子補給分にやって無利子にするという考え方で私は質問しておるのです。

○赤城国務大臣 数字の問題でござい
ますが、経済局長から……。

○松岡(元)政府委員 原資として使います場合と、利子補給として使います場合とは、非常に違ってくるわけであります。利子補給でいきますと、短期の資金ですと、利子補給の額はそれほど大きくございませんが、長期の資金になりますと、たとえば平均十年で償還されるものといえますと、初年度は五十億で済みましても、翌年度は新規に貸し付ける五十億のほかに、前年度に貸し付けた五十億、プラス百億になります。それが十年間累積してまいりますから、利子補給は非常に財政面で負担が少ないように思われましても、長期の場合はいって多くなる、こういう場合がございます。

○中澤委員　しかし、たとえば構造改善資金だってけしからぬですよ。これはまだ問題が残っているのです。これは五割というのを、われわれに追いつけられて七割まで上げたのはいいが、全国知事会で、自治省の役人さんが立って、知事の質問に対してどういう答弁をしているかというところ、これは法律できまつたものじゃないから、県のほうでお金がなければ、あん

なもの出さなくてもいいですよ、別に法律でできたわけじゃないのですから、こういう答弁をいたしておるので、よ。私のほうの知事が非常に憤慨して、あれは法律でないから、県で出さなくていい、こう言っているが、県会では二割出さなければいかぬということになったので、県の財政負担としては非常に膨大なものになって、にっちもさっちもいかないという問題が出てくるのです。だから、それは、政府は

金融の利子補給政策でやるんなら、三百億や五百億の金出したって何でもないじゃないですか。私はそう思うのですよ。少なくとも日本の農業体質の根本的改善をやるというのが、いまの構

造改善事業でしょう。それにしてもあまりにも子供だましのちゃんやり方じゃないですか。しかも、われわれが国会で問題にしたように、法律をつくらないで、行政措置でやっておいで、そうしてあとは都合の悪かったり、予算が取れなければ、政府のほうは適当に逃げてしまふ。こんな体制で一体日本の農業の抜本的な体質改善が可能であると考えておるのかどうか。体質改善をやらなければ外国農業との太刀打ちできない。これは至上命令だ。しかし、至上命令とするならば、

これに對して經濟局長が、年がたてばふえてくる——ふえてくるぐらゐなこととは、あなたに聞かなくても、子供でもわかつていることなんだ。ふえるにきまつてゐるんですよ。きまつてゐるが、そういう根本的な一つのもとをつくればいいじゃないですか。もとをつくつてそういう制度にしてしまえば、ふえていくものはそれだけふやせばいいですよ。何もそんなに大藏省ばかり

りに気がねしなくていいのです。ふや
ていくものは自動的にふえていくんだ
から、予算要求のときもあまり頭を下
げなくても取れるでしょう。これは自
動的にふえていくんじゃないか。そう
いうことで、基本的なもの、やはり
農林省がほんとうに農民の立場に立っ
て、将来それは何十億にふえようが、
何百億にふえようが、これを一つの突
破口にしていくんだという、こういう
考え方を持ってもいいんじゃないです

か。一年たてばふえていくから、それでは大蔵省が了承しまい、そういうふえることはおれはやめた、そういう考え方はおかしいじゃないですか、経済局長、そう思わぬですか。

○松岡(亮)政府委員 確かにそういうお考えもあるかと存じますが、大蔵省も百も承知であるわけでございます。したがいまして、利子補給と出資と、どういう形で使っていくのが、最も効率的で、しかも目的を達し得るかということを十分検討いたしまして、これは利子補給でいくか、これは原資として使うか、こういうことを常に考えながら進めておるわけでございます。九十億の金を原資として使いますのと、利子補給として使いますのは、やはりその貸し付ける資金が長期にわたるも

のであるとか、どういう金利で、どれだけの利子補給をするかということをも十分考え合わせまして、検討させていただきたいと思います。

○中澤委員 局長に何も質問する予定じゃなかったんだが、あなたが変なことを言い出すから、あげ足を取るわけじゃないですが、効率的運用ということとは、経済合理主義と結びついているんですよ。あなたのおっしゃる効率的運

用ということは。しかし、日本の農業の体質改善をやるのは、経済的合理主義と効率運用という考え方では断じてできませんよ。それはできないですよ。やはり非合理性の合理性という問題を考えねばいけないです。それをあなたがいつも大蔵省と折衝する場合は、大蔵省の経済合理主義と大蔵省じゃない、政府、赤城さんを含めた政府なんだ。政府の経済合理主義で農業政策を考えるとどこに根本的な間違

いがある。経済的合理主義を考えた
ら、日本の農業なんかにはびた一文も
金は出せませんよ、農業の致命的欠陥
というものは、要するに資金効率運
用が全くないということに農業の

致命の欠陥がある。そこにやはり世界農業が非常に行き詰まっておる問題がある。昨年の国連世界食糧会議では、十年後の人類の食糧は飢餓状態になるんじゃないかという議論をしておるじゃありませんか。どこの国も生産性向上、近代国家は工業だ、工業だ。そこで、農業生産は、どこの国でも停滞するか、低下を始めておる。十年後に人類の食糧というものは飢餓状態になる。現に日本でもそういう事態が、われわれ三年前も前から警告しておるにもかかわらず、現に米においてそういう

事態が出てきているのではないですか。それは経済合理主義の結果がここに出てきている。すなわち、効率的運用とか、経済合理主義、そういう考え方を貫いて、近代国家は工業化だといままま進んでいったら、五年後の日本の食糧はどうなりますか。本年度でも、おそらく十一月の食い込みは、一カ月分の五十万トン食い込むでしょう。そこで、いまあわてて四十万トンの外米

輸入を急いでいるでしょう。これは経済合理主義から出た考え方がこういう事態まで追い込んできている。おそらく私は、五年後、いや三年後の日本の食糧状態というものは、たいへんな事態が出てくると思います。しかも、平年作の場合であって、もし本年度一部冷害でもあったら、本年度の食糧政策というものは危機に追い込まれると思う。だからこれは、経済局長あまり効率主義だとか、経済合理主義のたてま

えて御答弁をなさるから、私はそれを言うのですが、大臣はそういう考え方に対してどういうふうにお考えになったのか、やはり経済合理主義を貫くのか、農業の場合は経済合理主義性

というものはだめなんだ、こういうお考えに立つのか、これは基本的な問題ですから、明確にひとつお答えしていただきたい。

○赤城国務大臣　経済合理主義ということがどういう定義なのか、問題があらうと思えますけれども、農業というもの、工業面のように、何といひますか、やはり合理主義というのですか、まあ、そういうものでやっていけない性格の産業だというふうに私は思っております。しかし、農業政策を非合理的にやっていくということと、

これはまた別の問題だと思ひます。やはり合理性は持たなくちゃなりません。が、他産業のような性格とは全く違うものである、こういう立場に立つて農業政策を進めていかなければだめだ、こう考へております。

○足庵委員 関連して。これは大事な点なんです、農林大臣。現に単協の預貯金はふえ、農林中金のいわゆる農民の貯金というものはふえておるんで

すよ。それが農業外に流出をしておるんですよ。いわゆる系統外融資の形はおおうべくもないのです。問題は、農民の資金をいかに農業にいかにつ率的に運用をしていくかということが農業金融の基本であるならば、現在農民の積んだ金が農業外にどんどん流れ出ていく、それをわずかに補強しておるのが制度金融の姿である、こういう形になっておるのです。元来、最初は国が行なっておったところの損失補償あるいは利子補給、そういうようなものも、先ほどちょっと中澤君も触れられました、だんだん国の責任を都道府県に転嫁し、あるいは資金源は農協にこれを転嫁しというふうな、国はだんだん後退の一途をたどっておる。つまり、現在日本における農業金融のあり方というものについては、政府は及び腰なんです。積極的にこれと取り組もうという意図がない。しかも、農民の貯蓄というものは相当系統農協にはあるのです。ですから、このものに対していかに政府が取り組んで、そして農民の資金を政府が援助するなり、あるいは損失の補償をするなりして、いかにしてこれを農民に効率的に運用せしめていくかというところに、近代化の要諦があるのじゃないですか。この問題を抜きにして、私は農業金融の根本問題は解決つかぬと思うのです。ただいまの大臣なり経済局長のたままたの御答弁は、特に経済局長の答弁は本音を吐いたのだと思う。はしくもいままでのあなたの方の考え方の本音が出た。それを農林大臣が取りつくりうがために、抽象的に言っておられる。この間から私が言っているように逆なんです。もし事務当局が相当急進的で

あって、農林大臣はいろいろな立場から見てまあまあこら辺が妥当ではないかというふうな考え方であれば、行政はある程度全般的に進んでいくと思う。事務当局がへつり腰で、大臣は至るところで構想をぶちまける。しかも、それは一般には何か画期的なような印象を与えておる。特に赤城農政の基本は基盤整備と金融、この二本立てであるといわれているくらい重要な柱が、ただいまの一時閑余りの質問を通じて、一体どこに政府の姿勢が出てきておられますか。いま言ったように、農民の積んだ金は、農民資金を農民が効率的に利用することのためにどういうふうにあるべきかということについて、農林大臣は基本的な姿勢と対策の根幹を示すべきであると思うが、いかがですか。

○赤城國務大臣 その姿勢のあらわれが、今度の改正のようになつております。

○中澤委員 その姿勢のあらわれが、この三法とすれば、これは、あまりにも赤城農政は粗末農政だといわざるを得ない。この内容を克明に見ると、ただ段階整理をしただけじゃないですか。段階整理をしただけで、あとは一体何に特異的なものがありますか。特異的なものがあつたらひとつ御説明願いたい。

○赤城國務大臣 ワクが去年から比べまして非常に多くなつております。利率も下げてありますし、そういう面におきましては、私は、先ほどのお話のように、これが全部だとは言いませんが、あらわれであると言つて差しつかえないと思ひます。

○中澤委員 ワクがふえた、ワクがふ

えたと言ひが、ちつともあらわれじゃないです。財投のワクが全部ふえていふのでしよう。昭和二十七年から八年にこの制度が始まつたときは、財投全体から見れば、この制度の融資ワクはたしか七・五くらい出ていたと私は思ふのです。ところが、二十八年から年々低下を続けてきておる。それが七から六に下がり、五に下がり、四まではたしか下がらなかつたと思うが、ぐつと下がつてきている。本年度は財投全体のワクから見れば、おそろしく五・七、八じゃないですか。そうすると、制度が始まつたときの七以上ものものを獲得してれば、これは大臣ふえたと言つて大見得が切れますけれども、七から五台へ落ちたものをふえたと言ふことは、私はちよつといただけに答弁だと思ひますが、それでも大臣はふえたというお考えですか。

○松岡(憲)政府委員 いま財投との比較においての御質問でございますが、たとえば出資金について申し上げますと、財投の出資の伸びは二八・一%でございますが、農林公庫の出資の伸びは三九%でございます。それから財投の出資及び借入れの合計額の伸びは二〇・八%でございますが、公庫の出資と借入れの合計額の伸びは三二%でございます。一・二%一般の伸びより大きいのでございます。そのワクの点につきましては、いろいろ申し上げたような数字でございます。

先ほど私が申し上げたのは、少しことばが足りなかつたので、補足させていただきますが、同じ九十億の金を使う場合に、利子補給に使つたほうがよいのか、原資に使つたほうがよいのかをよ

く検討させていただきたいという趣旨で申し上げたのでございまして、何も合理主義ということではございせんので、ちよつとことばを加えてさせていただきます。

○中澤委員 それは出資に対する財投のワクを言つておるので、財投総額のワクからいへば、それは違ひますよ。私きょう資料を持つてきておりませんが、二十八年にはたしか七をこえていたと思うのです、財投総額からいへば、ところどころ、そういう政府出資ワクだけのもを言つておるから、そういう数字になるのです。総体的なワクからいへば、五%台を落ちておるのです。落ちてないですか。

○松岡(憲)政府委員 全体の財投のワクは一兆三千四百億であります。それで、公庫に対する財投のワクは七百五十億でございまして、これは三二%の伸びでございまして、五%以下には落ちておりません。それよりかなり上回つております。相当に本年度のワクにおきまして回復したということとは適當でないかもしれませんが、とにかくさき申し上げましたような出資においても、出資と借入れの合計におきまして、ほかの一般の財投をくんと引き離しておるわけでございます。その点は相當に改善されたはずでございます。

○中澤委員 もう時間もきたようですから、いずれまた他日の機会に、三法を上げるときでも、いま一度大臣に、いま少し基本問題を他の角度からひとつ検討したいと思ひます。

最後に、御承知のように、蚕糸が非常に問題になつておるわけです。審議会が二日、三日開かれたようですが、

その経過と政府の考える態度、これについてお答えを願ひたいと思ひます。

○赤城國務大臣 標準蚕糸の最高価格あるいは最低価格を決定したしたのでございまして、最低は一億二千四百円、最高が三十三万円、こういうことになりまして、キログラム当たりになれば五千五百円と四千円、こういうことになっております。そこで、これは六月からの価格でございますので、新蚕糸の最低、最高によるものが発足する六月、その間の経過期間、三、四、五月の間現物生糸価格の四千円は堅持する、こういうことで中間買い上げワクを拡大していく、こういう方針で四千円を割らせない、こういう進め方をしていくようにきめております。

○中澤委員 これはまた雑件の日に、いざれ蚕糸とか酪農とか、いろいろまた理事会のほうで日程を組むでしょうが、とにかく四千円を割らせないはいが、一体買い入れというものをどう考えているのか。問題は、いまいろいろ意見を見れば、大体二万五千圓、このうちランニングと見られるものが八千から一万という見方をしておるのですが、そうすると、純粋留分というものが大体一万五千くらいあるという判断になるわけです。これが荷もたれになつて、四千円を割らんとしたわけです。そこで、若干の手は打つて回復したが、いまでも四千三、四百円を低迷している。こういう事態であります。これはやはり滞留分の荷もたれがここへ大きな影響がきておる、こう考えられるのですが、先ほどの大臣の答弁の中で、中間買い入れのワク増しを考へる、こういう答弁でした。が、そのワク増しはどの程度お考えに

なっているか。

○赤城国務大臣 いまお話しのように、価格を上げるか、あるいは滞貨をさばっていくかという問題に分かれておったと思います。お話のように、日本の生糸の価格が不安定だということになりますと、輸出生糸が売れないといいますが、買わない、そういうことでございますので、ここではつきりきめておけば、輸出のほうに滞貨がさばけていきますので、その点から価格の安定がもたらせるということで、価格の点は四千元を堅持していく、そして滞貨のほうをさばく方向へ進めたほうがよろう、こういう方針をきめたわけでありまして。そのワクにつきましては、いま申し上げる材料を持っていますせんが、ワクは拡大する方針です。

○中澤委員 もう時間切れになりましたから、これでよめますが、私と蚕糸局長の根本的な見解の違いはそこにあるのです。少なくとも四千元にきめて、四千五百との間を低迷していれば輸出は増大するであろうというのが蚕糸局長の見解なんです。しかし、その後ずっと旬報が横浜、神戸からくるのを見てみると、決して受注が増大してない。そうなると、一つ打つ手があるのは、滞貨の買い上げワクの拡大以外に方法はないのです。だから、その点について、ワクの拡大を思い切ってやらない限りは、これはずっと四千から四千五百の間を低迷していくであろうという見通しを私は持っておる。だから、それについては、買い上げワクの拡大について早急に決定を願わなければならぬ。同時に、これはいづれまた他のときにやりますが、蚕糸問題は、ほんとうに基本的に考えなければなら

ぬ段階にきておる。いまのまま、その日暮らしのような場当たり政策だけやっていって、世界に最高の供給国である日本の蚕糸業などというものは、安定するものではないのです。これに對してぐらひは、ひとつ大臣は本腰を入れて取っ組んでもらいたいということとを要望して、これはまたいづれ他日の機会に蚕糸問題の基本論をやりたい、こう思っておるわけでありまして。

○高見委員長 次会は明五日前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十三分散会